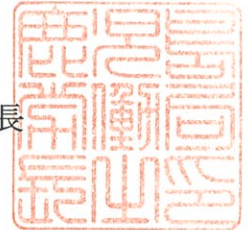


鹿労発安 1210 第 2 号
令和 2 年 12 月 10 日

鹿児島県中小企業団体中央会 会長 殿

鹿児島労働局長



2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の
配慮について

2020 年度卒業・修了予定者等（以下「新卒者等」という。）については、新型コロナウイルス感染症拡大により、2020 年 3 月以降の企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生の就職活動への影響が生じているところです。

このため、政府においては、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、これまで経済団体等に対し、多様な通信手段を活用した面接・試験の実施、柔軟な採用選考日程の設定による一層の募集機会の提供や、内定を受けた 2019 年度新卒者等への特段の配慮のほか、中長期的な視点に立った採用を進めていただくよう要請してきたところであり、鹿児島労働局においても 2019 年度新規高等学校卒業予定者への採用枠確保、求人の早期提出・早期選考等を要請してきたところです。

加えて、今般、第二の就職氷河期世代を作らないとの観点から、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用が着実に進むよう、必要な取組を進めるべく、厚生労働省は関係省庁とともに検討を行い、別添のとおり、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」をとりまとめたところです。

企業側におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい事情を抱えているところと思いますが、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」の支援策も準備を進めているところであり、企業自身の将来のためにも、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進をお願い申し上げますとともに、採用内定後の内定取消し・入職時期の繰下げをすることの無きよう傘下企業への周知方よろしくお願いいたします。

あわせて、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供することが重要であり、卒業・修了後少なくとも 3 年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者等の採用枠に応募できるよう、改めて若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた対応をお願い申し上げます。